

一 本會内規改正草案

第一條 役員選挙期日ニ関スル件

(イ) 幹事及代議員ハ三月中ニ改選シ四月一日ヲ以テ交代ス

(ロ) 其他ノ支部役員ハ四月十五日迄改選シ四月十五日ヲ以テ交代ス

(ハ) 本部役員及内規第三條ノ役員ハ四月中ニ改選シ五月一日ヲ以テ交代ス

第二條 本部役員兼任ニ関スル件

- (イ) 會長、主事、支部役員ノ兼任ヲ許サレモトス
- (ロ) 支部役員ニテ本部役員ニ就任シタル時ハ本部役員ヲ先決トス

第三條 臨時役員設置ノ件

當分ノ内本部内ニ在リ役員ヲ置ク

- (イ) 編輯部 部長一名 部員若干名
  - (ロ) 調査部 部長一名 部員若干名
  - (ハ) 宣傳部 部長一名 部員若干名
- 第四條 會計ニ関スル件

本部ト支部ト事務所又事業ヲ合同シテ行ハル場合ハ其ノ負擔額及所得ハ會長ト其支部長ト協議ノ上決行スルモノトス

第五條 旅費及手當ノ件

- (イ) 當分ノ内本部員手當ハ左ノ如ク定ム
- 會長 十圓 主事 五圓 書記 三圓 會計 二圓
- (ロ) 會務ノ為メ勤務ニ服シタル場合ハ旅費及手當ハ本内規ニ依ルモノトス又交通費及宿泊料ハ